

質問回答書

回答期限

4月7日

担当課	商工課	業務名	令和7年度首都圏企業等との連携による地域産業活性化推進事業委託業務(繰越)
-----	-----	-----	---------------------------------------

受付日	質問番号	質問内容	
3月31日	(1)	<p>2社による連名(共同提案、JV方式)での参加は可能でしょうか。</p> <p>可能な場合、以下の点についてもあわせてご確認させてください。</p> <p>① 募集要項上、JVの場合は甲型協定書の提出が求められておりますが、その他に必要な書類・手続きはございますでしょうか。</p> <p>② 連名の場合における「代表者(主たる提案者)」に求められる要件をお教えてください。</p> <p>③ 委託費の支払いについて、各社の担当業務範囲に応じた分割払いは可能でしょうか。それとも代表者1社への一括払いとなりますでしょうか。</p>	<p>2社による連名(共同提案・JV方式)は可能です。</p> <p>①②募集要項に、下記のとおり、4参加資格に関する事項(4)を加えます。</p> <p>4 参加資格に関する事項</p> <p>(4) 共同企業体で参加申込みをする場合は、以下の要件をすべて満たしていること。</p> <p>ア 共同企業体は3者以内で構成されていること。</p> <p>イ 共同企業体の代表構成員が申込者であること。</p> <p>ウ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複していないこと。</p> <p>エ 共同企業体のすべての構成員については、上記(1)から(3)までの要件を満たしていること。</p> <p>③委託費の支払については、共同体の代表構成員へ全額支払となります。</p>
3月31日	(2)	<p>本業務の遂行に際し、交流拠点施設内に設置する備品・設備(固定資産に該当するもの)を委託費から購入する場合、当該備品・設備の所有権(帰属先)はどのように取り扱われますでしょうか。</p> <p>受注者(または受注者が発注する再委託先)に帰属するのか、茅野市または交流拠点施設の指定管理者に帰属するのかをご確認させてください。</p> <p>また、契約終了後の備品の取り扱い(返却・譲渡・廃棄等)についての考え方もあわせてお教えてください。</p>	<p>委託業務遂行のために必要な備品の購入費について、委託料からの支出は可能ですが、その場合は購入の可否について市から事前承認を得ることとします。</p> <p>備品の帰属先は、市所有となります。</p>

本プロポーザル「募集要項」「基本仕様書」「様式」を下記のとおり一部修正しました。

修正内容

①委託事業名の変更によるもの：「募集要項」「基本仕様書」「様式」

正：令和7年度首都圏企業等との連携による地域産業活性化推進事業委託業務(繰越)

誤：令和7年度首都圏企業等との連携による地域産業活性化推進事業委託業務(繰越明許)

②共同提案方式についての詳細追加：「募集要項」

③参加に関する留意事項の追加：「募集要項」

④その他の追加：「基本仕様書」

次ページに掲載の「募集要項」「基本仕様書」の朱書き部分が修正箇所になりますのでご確認お願いいたします。

令和7年度 首都圏企業等との連携による地域産業活性化推進事業委託業務（繰越）

公募型プロポーザル募集要項

1 事業の目的

本事業は、首都圏企業との継続的な関係構築及び市内での産業交流の機会創出を通じて、地元企業の成長機会創出、新規事業創出及び人材流入を促進し、地域産業の持続的活性化を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名 令和7年度 首都圏企業等との連携による地域産業活性化推進事業
委託業務（繰越）

(2) 業務内容 別紙の「基本仕様書」による。

(3) 発注者 茅野市長 今井 敦

(4) 履行期間 契約日から令和9年3月31日まで（予定）

(5) 事業限度額 金 15,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は見積合わせ時の予定価格となるものでない。

3 業務仕様及び事業者の選定方法

本業務は、「茅野市プロポーザル方式実施要綱」第3条第1項第4号に該当する業務であり、同要綱に基づき、公募型プロポーザルにより提案者を公募し、総合的な見地から判断して最も適した提案者（以下、「特定者」という。）を特定することとする。なお、応募者多数の場合は、評価（審査）項目により産業経済部にて書類審査を行い、上位5者によるプレゼンを実施する。

4 参加資格に関する事項

本公募に参加できる者は、以下に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、提案者が、提案書の提出から契約の締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当しないこと。

(2) 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成21年茅野市告示第98号）の規定による入札参加停止を受けていないこと。

(3) 茅野市暴力団排除条例（平成24年茅野市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(4) 共同企業体で参加申込みをする場合は、以下の要件をすべて満たしていること。

ア 共同企業体は3者以内で構成されていること。

イ 共同企業体の代表構成員が申込者であること。

ウ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複していないこと。

エ 共同企業体のすべての構成員については、上記（１）から（３）までの要件を満たしていること。

5 スケジュール

- 3月25日（水）～ プロポーザル参加者公募開始
- 3月31日（火）午後3時（必着） 質問受付期限
- 4月7日（火） 質問回答公表
- 4月15日（水） 参加申請書締切 午後5時（必着）
- 4月16日（木） 参加資格審査結果通知
- 5月15日（金） 提案書提出期限 午後5時（必着）
- 5月20日（水）【1次審査】書類審査（応募者多数の場合）、1次審査結果通知
- 5月27日（水）【2次審査】プロポーザル審査会
- 5月29日（金） 審査結果の公表
- 5月29日（金）～ 仕様の決定、見積書提出
- 6月中旬 契約締結

6 プロポーザル参加申請書に関する事項

（１）提出書類 プロポーザル参加申請書（様式第2号）、提案者の概要がわかる資料（会社パンフレット等）、甲型協定書（共同企業体の場合のみ）

（２）提出部数 1部

（３）提出期限 令和8年4月15日（水）午後5時まで（必着）

（４）提出先 〒391-8501 長野県茅野市塚原 2-6-1

茅野市 産業経済部 商工課（担当：高橋）

電話：0266-72-2101 F A X：0266-72-4255

電子メール：shoko@city.chino.lg.jp

（５）提出方法 郵送又は持参

※持参による場合の提出時間は、午前9時から午後5時までとし、土曜日・日曜日及び祝日は除く。

※郵送の場合は、上記担当者に電話連絡すること。

7 質問に関する事項

（１）質問様式 任意様式

（２）受付期限 令和8年3月31日（火）午後3時まで（必着）

（３）提出先 第6項（４）に同じ

（４）提出方法 電子メール（上記担当者に電話連絡すること。）

（５）回答方法 茅野市ホームページで公表

(6) 回答期限 4月7日(火)

※回答書は速やかに作成し、期限前であっても随時公表する。

8 提案書に関する事項

(1) 提出書類 (A4判の任意様式とし、A3判の折畳み可とする。)

ア 提案書

- ・連絡先(担当者氏名、電話・FAX番号、電子メールアドレス等)を必ず記載すること。
- ・業務目的や基本仕様書を踏まえ、詳細な仕様について提案すること。
- ・本業務を実施するにあたり、特にアピールしたい事柄又は優位性について、図等を用いてわかりやすく明記すること。

イ 見積書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・内訳書を添付すること。
- ・本業務費の見積書を作成すること。

ウ 業務体制

- ・現場代理人及び技術者の氏名、資格、経験等を記載すること。
- ・下請業者を含めた実施体制を記載すること。

エ 実施行程

オ 業務実績調書

・本業務と同種業務の実績について、「名称、発注者名、期間、契約金額、内容等」を記入すること。ただし、公表できる範囲で構わない。

(2) 提出部数 9部(正本1部・審査会による選考用8部)

(3) 提出期限 「プロポーザル参加申請書」提出期限に同じ

(4) 提出先及び提出方法 第6項(4)(5)に同じ

9 審査に関する事項

(1) 審査方法 応募のあった提案を書類により選考し、5者を目安に選定する。選定後、**当該企業**によるプロポーザル審査を実施する。

(2) 書類審査日 令和8年5月15日(金)

(3) 書類審査結果連絡 書類審査後、速やかに電子メールまたは電話で連絡する。

(4) 審査日時 令和8年5月27日(水) ※開催時間は、参加者に直接連絡する。

(5) 審査場所 茅野市役所内 ※開催場所の詳細は、参加者に直接連絡する。

(6) 審査結果の公表

ア 特定者への連絡 審査会で特定された後、速やかに電話で連絡する。

イ 審査結果の公表 茅野市ホームページにより公表する。

なお、電話による問合せは応じない。

(7) 審査結果への疑義

提案者は、審査結果について疑義がある場合は、公表日の翌日から起算して7日以内に、書面（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

(8) その他

- ・審査過程において提案書の内容に疑義が生じた場合は、提案者に照会する場合がある。
- ・仕様は、審査会で特定された提案内容について市と特定者が協議して決定するため、提案時の条件及び仕様等について修正を行う場合がある。
- ・上記の協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点の提案者と協議する。

10 参加に際しての留意事項

(1) 入札参加資格を有していること又は有する見込みがあること(所有していない者は取得すること)

(2) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 公告内容に違反すると認められる場合

(3) 著作権や特許権等の取扱い

・著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物や特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、提案者がその使用に関する責任を負うものとする。

(4) 提出書類

- ・提出後の変更、差し替え、追加又は再提出は認めないものとする。
- ・提出された書類は返却しないものとする。
- ・提案は1提案者につき1案のみの提出とする。

(5) 辞退

・提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること。

(6) 費用負担

・参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(7) その他

- ・本プロポーザルに係る審査結果（提案者名、採点結果等）は、すべて公表対象とする。
- ・提案者は、参加申請書の提出をもって、本要領の記載内容に同意したものとする。

11 問合せ先

〒391-8501 長野県茅野市塚原2-6-1

茅野市 産業経済部商工課工業・産業振興係（担当）高橋

電話：0266-72-2101 F A X：0266-72-4255

電子メール：shoko@city.chino.lg.jp

令和7年度 首都圏企業等との連携による地域産業活性化推進事業委託業務

(繰越) 基本仕様書

1 業務の名称

令和7年度 首都圏企業等との連携による地域産業活性化推進事業委託業務 (繰越)

2 適用範囲

本業務は、契約書及び本仕様書に基づき実施しなければならない。

3 業務の目的

茅野市は、第6次総合計画において、様々な「交流」の力を発揮し、「幸せを実現できるまち」の具現化を目指す姿として、「活力と魅力があふれる稼げるまち」を掲げている。

本事業では、首都圏企業との継続的な関係構築及び市内での産業交流の機会創出を通じて、地元企業の成長機会創出、新規事業創出及び人材流入を促進し、地域産業の持続的活性化並びに企業誘致を図ることを目的とするものである。また、単なる企業誘致に留まらず、地域産業が抱える課題解決を図るための地元企業との交流、首都圏企業の有する技術やノウハウの地域産業への導入、事業連携・共同プロジェクト創出、中長期的な関係人口・企業関係人口の創出を実現する拠点間交流のコーディネートを実施し、実効性のあるマッチング支援を行う。

4 業務場所

茅野駅周辺を中心とした茅野市全域

5 業務の内容

- (1) 首都圏企業と市内企業との接点を創出するイベントの企画・運営
- (2) 首都圏企業が市内観光地等に滞在・回遊し、地元経営者等と交流するプログラムの企画・提供
- (3) 上記1,2により呼び込んだ首都圏企業と市内企業とのマッチング支援及び伴走支援
- (4) 事業全体の進行管理、関係者調整、成果整理及び報告書作成
- (5) その他必要な業務

6 業務の詳細

- (1) 首都圏企業等との連携による地域産業活性化推進業務
 - ・本業務を遂行するにあたり、必要な知見を持つ企業を募る場合は、本市と協議を行い、選定すること。また、選定した各参画企業との連携調整を行うこと。

- ・本事業の実施にあたり、効果的と考えられるものについて、本市へ提案を行い、委託金額の範囲内で、実施すること。

- ・伴走型の支援とし、来年度以降の継続支援方針を決定すること

(2) その他必要な業務

- ・地域課題の解決及び地域活性化に関する必要な取組みに関すること

- ・本業務遂行に当り、本仕様書の事項に疑義が生じた場合には、本市と協議のうえ、その意図を十分に把握した後着手し、速やかに処理すること。

7 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

8 事業予算

15,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

9 成果品

当業務の成果品は次のとおりとし、受注者は、令和9年3月31日までに実施した事業に係る業務完了後速やかに市へ提出すること。また、このほかに必要となる書類がある場合は、市と協議して決定すること。

- | | |
|----------------------------|----|
| ① 実績報告書 | 一式 |
| ② 関連資料 | 一式 |
| ③ デジタルデータ（デジタル記憶媒体等に納めたもの） | 一式 |

10 特記事項

(1) 業務に関する法規への対応

受注者は、受託業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の関連法規、労働関係法及び関連する法令等を遵守すること。

(2) 著作権等

- ・本業務の実施により生じた映像に関わる成果物（中間成果物）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、すべて受注者に帰属する。本市が利用を希望する場合は、その都度別途協議し詳細を決定するものとする。

- ・本件業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

(3) 機密保持

ア 受注者は、受託業務の実施の過程で本市が開示した情報（公知の情報を除く。以下

同じ。)、関連業者が提示した情報及び受注者が作成した情報を、本受託業務の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。また、契約期間終了後も同等の措置を講ずること。

イ 受注者は、本受託業務を実施するに当たり、本市から入手した資料等については、管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

(ア) 受注者における提供情報等の複製は原則禁止する。ただし、受託者において複製が必要であると判断した場合には、あらかじめ本市と協議を行い、その承認を得ること。

(イ) 受託業務に必要ななくなり次第、速やかに本市へ返却すること。

(ウ) 受託業務完了後は、情報を削除または返却し、受注者において当該情報を保持しないこと。

ウ 茅野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年4月施行）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

11 その他

- ・本事業の実施にあたっては、茅野市茅野駅前賑わい交流拠点施設（以下、交流拠点施設という。）を活用することを必須要件とする。

- ・交流拠点施設は指定管理者により管理運営されており、オフィススペース等の利用にあたっては、指定管理者の利用許可を要する。

- ・業務の遂行にあたっては、本市及び指定管理者と十分に協議・連携を行い、本市の意見や要望を取り入れるとともに、交流拠点施設の円滑かつ効果的な活用を図るものとする。

- ・交流拠点施設の利用条件、利用可能な範囲、スケジュール調整等の詳細については、受託候補者決定後、本市及び指定管理者との協議により決定する。

- ・受託者は業務の完了に際し、茅野市による業務完了検査を受けるものとし、検査合格をもって本業務委託の完了とする。

- ・本事業は国交付金を活用し、計画年を2年間としている。そのため、令和8年度の事業実施状況や結果が優良であった場合は、令和9年度も継続して契約（随意契約）する可能性がある。なお、令和10年度以降については、事業の効果を確認・検討したうえで市単独で事業を行う可能性がある。

- ・提案内容は、2年間を見据えた事業展開とすることも可とするが、審査は、令和8年度の取組で審査を行う。